

令和6年かすみがうら市議会第2回定例会
議員提出議案集

令和6年6月10日提出

かすみがうら市議会

目 次

1. 発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について



発議第 2 号

令和 6 年 6 月 10 日

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

提出者

櫻井 健一

賛成者

塚本 直樹

賛成者

稲井 繁行

賛成者

服部 栄一

賛成者

井本 有史

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和6年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会委員会条例（平成17年かすみがうら市条例第151号）
の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
	<u>(委員会の開会方法の特例)</u> <u>第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> <u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>
(出席説明の要求) 第21条 (略)	(出席説明の要求) 第21条 (略) <u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u>

	<u>ればならない。</u>
(公述人の決定) 第25条 (略) 2 (略)	(公述人の決定) 第25条 (略) 2 (略) <u>3 公述人は、オンラインによる方法により 公聴会で意見を述べることができる。</u>
(参考人) 第29条 (略) 2 (略) <u>3</u> (略)	(参考人) 第29条 (略) 2 (略) <u>3 参考人は、オンラインによる方法により 委員会で意見を述べることができる。</u> <u>4</u> (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>